

羅臼町財政の健全化判断比率及び資金不足比率（令和3年度決算）

1. 健全化判断比率

下記の4つの比率のいずれかが早期健全化・財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画を作成して財政の早期健全化・再生を図らなければなりません。

- (1) 実質赤字比率…一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (2) 連結実質赤字比率…公営企業会計を含む全会計における実質赤字額の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (3) 実質公債費比率…一般会計等が負担する地方債の償還額等の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (4) 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき債務の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	備考
実質赤字比率	-	15.0%	20.0%	
連結実質赤字比率	-	20.0%	30.0%	黒字 16.0%
実質公債費比率	7.8%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	-	350.0%		

2. 資金不足比率

各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。この比率が経営健全化基準の20%以上となった場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足額	備考
水道事業会計	-	20.0%		黒字 3.0%